

# 令和8年度(2026年度)八王子市人材確保・定着支援補助金交付要綱

## (目的)

第1条 八王子市内の安定的な雇用の確保及び産業の活性化を図るため、市内の中小企業等における人材の確保及び職場定着の促進に資する取組に対して経費の一部を補助するものであり、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1)「中小企業者等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者その他市長が適当と認める者をいう。
- (2)「事業所等」とは、市内に所在する事務所、営業所、工場、店舗その他これに類する施設をいう。
- (3)「補助対象事業」とは、第4条に規定する取組をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 市内に事業所等を有し、当該事業所等において事業を営んでいること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 同一の事由で交付される国、都、市、その他の機関からの補助金等を重複して受けていない、若しくは受ける予定がないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員その他これらと密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業等、公的な支援を行うことが適当でないとして認められる事業を営む事業者ではないこと。
- (7) 労働関係法令その他関係法令を遵守していること。

## (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、採用力の強化及び職場定着の促進を目的とした別表に掲げる取組とする。ただし、各事業区分の事業費額が10万円を超えるものに限る。なお、複数の事業区分を申請することを妨げない。

- 2 補助対象事業は、令和8年(2026年)4月1日以降に事業の手續を開始したもののうち、交付決定日以後に発注または契約し、当該年度2月末までに事業が完了するものに限る。

## (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表に掲げる経費とし、消費税及び地方消費税等の租税公課は、補助対象経費には含まないものとする。

- 2 中古品の購入、汎用性が高く本事業の目的との関連性が薄い物品の購入、通常の補助対象者の営業活動に要する経費、リース料、保守点検に係る費用及びその他市長が不適當と認め

る経費は、補助対象外とする。また、有料サービスの定期的な利用料に関しては3か月分の費用を上限とする。

(補助率等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額(1,000円未満切捨て)とし、1事業区分当たり30万円を上限とする。ただし、複数の事業区分を申請する場合は、50万円を上限とする。

2 補助金の交付は、同一事業者につき同一年度内1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、八王子市人材確保・定着支援補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業着手前に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第1号様式別紙)
- (2) 見積書及び仕様書、内訳書等の根拠資料
- (3) 登記事項証明書
- (4) 従業員の数が確認できる書類
- (5) 直近事業年度の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付する決定をしたときは、八王子市人材確保・定着支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は交付決定に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(事業計画の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が事業計画を変更(軽微なものを除く。)しようとするとき(事業の中止を含む。)は、八王子市人材確保・定着支援補助金変更等申請書(第3号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更の承認)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、八王子市人材確保・定着支援補助金変更等承認通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者が補助事業を完了したときは、30日以内に八王子市人材確保・定着支援補助金実績報告書(第5号様式)を次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、2月末日を超えないこと。

- (1) 見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等の支出を証する書類の写し
- (2) 補助対象事業の実施前後の状況が分かる写真(該当する場合)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容等を審査し、当該事業が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、補助金の額を確定し、八王子市人材確保・定着支援補助金額確定通知書(第 5 号様式)により通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査の際に、必要に応じて実態調査を行うことができる。
- 3 補助事業者は、市長が前項に規定する実態調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

(是正のための措置)

第 13 条 市長は、前条の規定による審査又は実態調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に適合しないと認められたときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 第 11 条の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。この場合において、同条中「30 日以内に」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 補助事業者は、第 12 条の規定による通知を受領後、八王子市人材確保・定着支援補助金交付請求書(第 6 号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受領後、速やかに補助金を一括して交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 前3号に掲げたもののほか、この要綱又は他の法令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合又は第 12 条の規定により補助金等の額を確定した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分又は確定額を超える補助金に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助事業者の責務)

第 17 条 補助事業者は、補助金等の交付決定の内容及び通知に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途へ使用してはならない。

- 2 補助金に係る予算の執行の適正を図るため、補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要と認めたときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項に規定する資料を、補助事業の完了後、5年間保存しなければならない。
- 4 補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。
- 5 補助事業者は、補助事業の完了後、市が企業化調査を実施する場合は、これに協力しなければならない。

(制度の見直し)

第 18 条 この要綱に定める補助事業の終了後に、当該補助制度の見直しを実施する。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

事業区分	主な内容
採用力強化	採用ウェブサイトの新規開設又は改修、採用を目的とした動画・パンフレットの作成、求人広告の掲載、採用支援ツールの導入、人材紹介会社(成果報酬型含む)の新規利用、合同企業説明会・面接会等への出展、就職を前提とした工場見学・職場体験・インターンシップの実施等
定着(ソフト)	人材定着を目的とした就業規則その他社内規程の新規作成又は改定に係る専門家への委託、人材定着を目的とした研修・資格取得、従業員向け社内文書の多言語化・やさしい日本語化・生活支援ガイド作成・日本語教育受講、勤怠・労務環境改善を目的としたデジタル化(初期費・導入支援)等
定着(ハード)	休憩室、ロッカー、更衣室、トイレ等施設の新設又は改修、段差解消・手すり設置等のバリアフリー改修、外国語通訳・翻訳のシステム導入、猛暑・寒冷対策としての可搬型機器(スポットクーラー、ヒーター等)の購入、労働環境改善を目的とした作業服・防寒具等の購入等
その他	市長が特に必要と認めるもの